

令和2年5月22日

各県立学校長 殿

保健体育課長

自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの
補訂について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生
社会学習・安全課から依頼がありました。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの報告によると、昨年度の学校管理下
における死亡事故は全国で74件発生しており、その中で、突然死は25件発生して
います。

このような状況から、全職員が自動体外除細動器（AED）の使用を含む救急
救命処置について理解し、緊急時に対応できるようにしておく必要があります。

については、本ガイドラインを参考にして、学校へ設置している自動体外式除細
動器（AED）の設置場所や設置台数等は適切であるか今一度確認していただき
ますとともに、職員を対象としたAEDの使用方法を含めた救急救命処置に関す
る研修等を計画的に実施してください。

連絡先

学校体育安全係 担当：田丸

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の文書管理表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

事務連絡
令和2年5月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定 御中
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について

自動体外式除細動器（AED）については非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきたところです。

先般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者による AED 使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、「AED の適正配置に関するガイドライン」の補訂がとりまとめられましたので情報提供いたします。

については、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

○AED の適正配置に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/000510061.pdf>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp